

86自治体 議会基本条例規定事項 集計結果

H22.3.18現在

※制定自治体はH22.3.8現在で92であるが、規定事項を確認できた自治体は86。
 ※規定を確認できた自治体86のうち、44以上の自治体が規定している事項に網掛けを施している。
 ※議会改革に関する検討調査部会で調査・研究を行っていないものは◆で表している。
 ※一つの小項目が複数の大項目に該当するものもある。

規定事項の分類		集計
大項目	小項目	
◆前文		76
◆目的		83
◆定義		10
◆議会・議員	議会の活動原則、責務	81
	議員の活動原則、責務	80
	会派	53
	議決責任	7
住民との関係	情報公開／説明責任	76
	委員会等の原則公開	63
	議員及び住民の自由な意見交換の場(一般会議等)の設置	49
	団体、NPO等との意見交換の多様な場	18
	参考人／公聴会の活用	68
	請願／陳情の位置づけ	24
	請願／陳情提案者の意見を聴く機会	28
	議案に対する議員別賛否の公表	16
	議会モニターの設置	4
	議会報告会	39
	議会による住民投票	1
	議会サポーターの募集	1
	傍聴者の意見を聞く機会の設定	1
	資料の住民への事前提供	9
	広聴・広報会議の設置	3
	長選出過程の透明化	4
	議員活動の評価	2
	平日夜間、土日議会	2
	議会白書	1
	行政との関係	一問一答
答弁書の事前提出		4
反問権		54
文書質問		16
行政に対する要請内容の文書記録化		13
政策等形成過程の説明		59
予算・決算における施策／事業別資料の作成		47
自治法96条2項に基づく議決事項の追加		30
諮問機関・審議会への委員就任の廃止		5

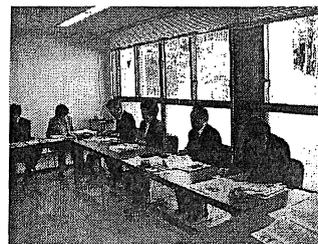
【裏面あり】

規定事項の分類		集 計
大項目	小項目	
議会の機能強化	自由討議／議員間討議	74
	政策検討会／政策討論会	16
	議会改革推進／議会活性化推進会議の設置	18
	議会改革推進会議への議員以外の参画	1
	他自治体議会との交流・連携の推進	13
	調査機関の設置	20
	附属機関の設置	7
	議員研修の充実強化	55
	議会広報の充実	58
	委員長の職務の明確化 (委員長報告は自ら作成、質疑における答弁の責任)	11
	委員会による出前講座	12
	委員外議員の制限規定撤廃	1
	議会予算	7
	通年議会	2
	◆政務調査費	
◆議会図書室		50
◆議会事務局	調査・法務機能等の強化	71
	任期付職員を採用	0
◆議員定数		57
◆議員報酬		44
◆政治倫理		70
◆最高規範性		55
◆見直し手続き		72

(1) 多摩市

市の概要（平成21年4月1日現在）

- 人口：145,560人（住民基本台帳人口）
- 世帯数：65,261世帯
- 面積：21.08km²



【多摩市議会の特徴について】

- ・ 議員定数は、法定数34人、条例定数26人、現員数24名。うち女性が10名。
- ・ 会派別人数は、
＜交渉会派＞
日本共産党5名（議会運営委員会委員長会派）、公明党4名（議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会委員長会派）、多摩市議会自由民主党・みどりの会4名、改革ゆいの会4名（議長会派）、生活者ネット・無所属の会3名
＜上記以外＞
民主党TAMA2名、あおぞら1名、日月会1名
なお、非交渉会派であっても、代表者会議にオブザーバー参加は可能。
- ・ 平成20年における議員提出議案は9件で、全て意見書。なお、意見書提出は、代表者会議での全会一致を条件としている（杉並区議会と同）。
- ・ 請願・陳情の審査に際しては、希望者からは休憩中に意見聴取を行っている（杉並区議会と同）。

【多摩市議会における議会改革について】

- ・ 議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会は、全議員の半数にあたる13名を委員として、平成19年10月4日に任期2年（平成21年10月3日まで）で設置した（その後、期間延長の議決を平成21年6月22日に行い、現在の設置期間は平成22年3月31日まで）。設置の前提として、平成16年に自治基本条例が制定されたことがある。また、特別委員会の設置には1会派が当初反対していたが、粘り強い折衝の結果、全会派の賛成で設置した。
- ・ 議会改革に関しては、他自治体視察や議員研修会（講師：山梨学院大学江藤俊昭教授）も行ったが、平成20年2月～3月に行った市民意識調査が大きい。
- ・ 市民意識調査は、多摩市民満20歳以上の無作為抽出した男女1,500人を対象とした。回収率は34.2%（513人）。
- ・ 市民意識調査の結果、「あなたは、市議会議員に自分の意見や要望を伝えていますか？」との問いに対し、「伝えていない」が85.6%（439人）にのぼった。また、この人達にその理由を尋ねたところ、「伝える手段がわからない」が204人にのぼった。市民の意見を把握し、それを政策に昇華させるべき議会（議員）として、「これまでは15%の市民の意見しか代表していなかったのではないか」「議会として85%の人達の意見・要望を把握する手段・方法を考えるべきではないか」との反省が生じた。
- ・ 上記市民意識調査の結果も踏まえ、市民により信頼される市議会をつくるために、「こんな議会にしたい！」をテーマに、出前委員会を開催した。この出前委員会は、議会改革に対する意見・要望を直接受ける場として設定し、3回開催した（平成20年5月）。
- ・ 上記出前委員会開催に当たっては、議会として案内ビラの駅頭配布等を行い、計249人の参加を得た。
- ・ 平成21年1月には、積み重ねてきた議論の結果を中間報告としてまとめ、再度出前委員会を開催

した。

- 平成21年2月には、特別委員会に所属する各会派から1人ずつ参考人を推薦してもらい、参考人招致を行った。参考人のメンバーは、元議員、大学教授、普通の市民までバラエティにとんでいた。
- 平成21年1月及び4月には、市長部局との意見交換の場を特別委員会の中で設定した。
- 平成20年12月及び平成21年4月には、議会改革及び議会基本条例の考え方を全議員で共有するため、議員説明会を開催した。
- 平成21年6月には、出前委員会の第3弾として、議会基本条例の素案の説明と意見聴取を9回行った（パブリックコメントの実施期間と重なることにより、相乗効果を図った）。実施に当たっては、より地域に密着した形で行うため、市内コミュニティセンター等を利用して、少人数で対話できる形式とした。
- パブリックコメントは平成21年6月5日から30日まで行った。意見数は98件。
- こうした2年以上の活動を踏まえ、今年3月に議会基本条例を制定する予定である。平成22年3月に開催予定の特別委員会も含めれば、都合116回にわたる活動を行うことになる。
- 多摩市議会の特徴としては、決算審査の改革があげられる。議会として評価を行う事業を抽出し、それぞれに対して各会派で事業評価を行っている。
- 出前委員会での会場設営や会議運営、また資料の作成等は、基本的に議員自らが行っている。
- 議会基本条例に対するスタンスは当初会派により相当異なったが、2年半という月日を重ねるなかで、意識ギャップはかなり埋まってきた。
- 多摩市議会は、運営等においては全会派一致を原則としている。したがって、現在の議会基本条例（案）も全会派が合意している。
- 多摩市議会への視察も多く、そのことが議員への励みともなっている。



【主な Q&A】

Q. 決算不認定というのは杉並区議会では想像がつかない。議会がしっかり行政と向き合っていると感じるが？

A. 当市議会においても初めてのこと。なお、平成21年度当初予算も修正を行った。



Q. 出前委員会の参加者数の推移を教えてください。また、参加する人の顔ぶれは変わってくるのか？

A. 最初の出前委員会が249人（3会場）、2回目が96人（3会場）、3回目が76人（9会場）。3回目の出前委員会に参加した市民には、議会によく傍聴に来る人も散見され、市民参加はまだまだ特定の人に限定されている。

Q. 多摩市議会基本条例（案）の特徴は？

A. 特徴としては、①決算における事業評価②章のタイトルのつけ方（長い文章となったが、議会の想いをこめている）③市民からの政策提案④文書質問 があげられる。①は既に行っており、③はこれから行おうとしている。④は検討過程で多くの議論があった項目であり、今後、細目（ルール）の調整が必要と考えている。

Q. 議会が基本条例制定に向けてこれだけのモチベーションを維持している理由は何か？

A. 平成16年の自治基本条例制定時に遡る。自治基本条例は、新市長による「市民との協働」として制定されたが、制定過程において議会が市民と行政との調整役を果たした。この経験が大きい。

Q. 自治法96条2項に基づく議決事項の追加で、具体的な対象が示されていないのはなぜか？

A. 議決事項追加の対象について、具体的にどれとするかでまとまらなかったため、議会基本条例では対象を明示していない。総合計画への議決責任等、結論が出ていない。

Q. 反問権を行使できる対象は誰か？

A. 市長に委任を受けたものや行政委員会も含んでいる。

Q. 自治基本条例の周知度はどうか？

A. システムは変わったが、パブリックコメントへの反応が少ないなど、実質はまだ十分変わったとはいえない。

Q. 決算審査における事業評価で生じる党派間のズレの調整は、議会としてどうしているのか？

A. 各党派の評価を決算特別委員会審査報告書としてまとめ、市長部局に提出している。各評価に対し具体的にどう対応するかはともかく、予算特別委員会までに回答を示すよう市長部局に求めている。

Q. 自由討議はどのようなイメージを描いているのか？

A. 委員会で行うことをイメージしている。

Q. 自由討議はあくまで合意形成のために行うのか？

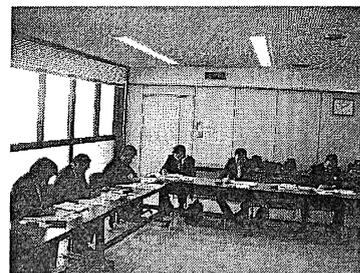
A. 議論の末に合意できず、結果として採決となっても、(採決も)合意のひとつと考えている。同じ結果であっても、プロセスを経たうえであることが大事。

Q. 市民意識調査の結果に対する議員の反応はどうであったか？

A. 85%の市民が議員と接触していないことに衝撃を受けた。市民とつながるチャンネルの拡充が必要と考えた。

Q. 議会への客観的な評価は誰が担うと考えているか？

A. 非常に難しいが、上記市民意識調査がまさに該当するのではないだろうか。可能であれば、議会基本条例制定後、同じ人にアンケートをとることが出来ればよいと考えている。



Q. 議会基本条例の制定ありきとなり、現状分析が不十分なまま進め方が拙速となったりする等、現実の動きが伴わない弊害もあると思うが如何？

A. 具体的な行動を並行して行ってきており、時間をかけている過程にこそ価値を見出している。学者の論は「地方自治一般」であるが、自治体議員は「我が自治体」を考えているので、自ずと学者の見解とは異なってくる。

Q. 合意形成は非常に難しいと思うが如何？

A. 多摩市議会には、真剣な反対があれば、一度は継続する伝統がある。議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会の設置も、二度継続した。しかし、年配の議員が若手議員を暖かく見守ってくれたことや、議会改革がマスコミ等で評価されることが推進力や求心力となっていることもあり、合意形成が図られている。

【所感】

視察に先立ち議場の見学をさせていただいたが、特徴としては、

- ① 対面式演壇をとりいれており、質問席と答弁席とが非常に近い
 - ② 議員席と傍聴席との間は、低い仕切り机があるだけである
- といったことがあげられる。

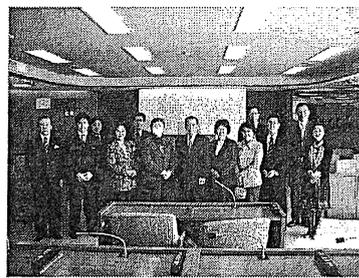
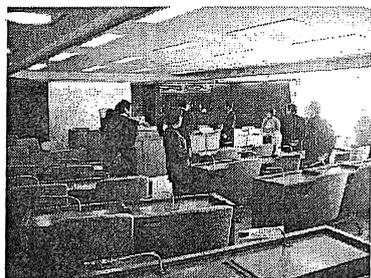
議場というよりも、平面の会議室を区切っただけであり、議場の様子自体も「市民との近さ」を実感さ



せられるものであった。

もっとも、杉並区議会の現在の傍聴状況を振り返ると、多摩市議会のような傍聴席との近さは、抵抗を感じる議員も多いと思われる。

なお、予算特別委員会、決算特別委員会も議場で行っているとのことであった。



視察に当たっては、多摩市議会議長からご挨拶をいただき、また視察全体（2時間）を通して、議会事務局局長・次長だけでなく、議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会委員長の安藤議員に同席いただいた。



質疑にはほとんど安藤委員長に答えていただき、また、同じ議員の立場から率直なお話を伺うことができたことは貴重な経験であった。まず御礼を申し上げたい。

多摩市議会の議会改革／議会基本条例制定に向けたプロセスの大きな特徴は、「時間をかけ、全議員の合意を得ながら進めている」ということであろう。

しかしながら、決して時間をかけているわけではなく、そのことは「2年半で116回の活動」という驚異的・精力的な実績（予定を含む）から十分に伺うことができる。

議会として積極的に活動するなかで、数多くの出前委員会を実施してきたこと、また参考人招致にも取り組んだことは、「議員としての活動」だけでなく、「議会としての活動」の意義を多くの議員がしっかりと認識したからこそその取り組みであるといえる。

市民意識調査の結果は大変意義深いものであるが、それを活かすも眠らせるも、受け取った議員／議会次第である。「議会としての、市民とのチャンネルの必要性」を再認識したことが、その後の多摩市議会の活動の方向性や原動力になっているのではないかと思われた。

一方で、出前委員会の取り組みを通じ、未だ「市民参加＝特定の市民の参加」となっている現状も率直に語られた。しかしながら、だからといってやめてしまうのではなく、より良い姿を目指して前へ進んでいく姿勢には、率直に敬意を表したい。

各自治体議会ごとに独特の慣例があり、当杉並区議会において、多摩市議会の取り組みをそのまま模倣することは出来ないが、決算審議における事業評価の取り組みも含め、「議会として」議会改革や議会基本条例の制定をどのように捉えていくかについて、多いに参考となる視察であった。

